

改元に伴う手形、小切手の取扱いについて

日頃より格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

今般の改元に伴う手形、小切手の取扱いにつきまして、下記の点にご注意いただきますようお願い致します。ご不明な点は、お取引の営業店までお問い合わせください。

記

1. 「平成」が記載されている手形、小切手は改元後も使用できますが、「平成」に二重線を引き「新元号」に訂正をお願い致します。

(例) 2019年5月7日の場合

〇 〇 (新元号)

~~平成~~ 1年 5月 7日

2. 訂正が必要な箇所

- ・小切手：「振出日」
- ・約束手形：「振出日、支払期日、裏書日（裏面）」
- ・為替手形：「振出日、支払期日、引受日、裏書日（裏面）」

3. 新元号への訂正は訂正印が不要です。

4. 改元初年の表記は「元年」、「1年」のどちらでも可能です。

5. 新元号を印刷した手形用紙、小切手用紙の発行は改元後となります。

以上



ゆとりのくらしのパートナー
遠州信用金庫
<http://www.enshu-shinkin.jp>

